

令和 5年 6月 8日開会

令和 5年 6月 日閉会

令和5年第2回八百津町議会（定例会）議案

八 百 津 町 議 会

令和5年第2回八百津町議会定例会議事日程表

令和5年6月8日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議案第24号	専決処分した事件の承認について（八百津町税条例の一部を改正する条例）	1
日程第5	議案第25号	専決処分した事件の承認について（八百津町国民健康保険条例の一部を改正する条例）	11
日程第6	議案第26号	専決処分した事件の承認について（八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	14
日程第7	議案第27号	専決処分した事件の承認について（八百津町介護保険条例の一部を改正する条例）	17
日程第8	議案第28号	専決処分した事件の承認について（令和4年度八百津町一般会計補正予算（第7号））	20
日程第9	議案第29号	専決処分した事件の承認について（令和5年度八百津町一般会計補正予算（第1号））	22
日程第10	議案第30号	専決処分した事件の承認について（令和5年度八百津町一般会計補正予算（第2号））	24
日程第11	議案第31号	専決処分した事件の承認について（令和5年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））	26
日程第12	議案第32号	八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	28
日程第13	議案第33号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る八百津町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	30
日程第14	議案第34号	令和5年度八百津町一般会計補正予算（第3号）	別冊
日程第15	請願第1号	森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の基準の見直しを求める意見書の提出を求める請願について	32

議案第24号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

八百津町長 金子政則

専第2号

八百津町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）の公布に伴い、八百津町税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

八百津町長 金子政則

1 八百津町税条例の一部を改正する条例

別紙

令和5年八百津町条例第17号

八百津町税条例の一部を改正する条例

八百津町税条例（昭和43年八百津町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第26条の10第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第28条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第29条の2の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「の徴収について」及び「若しくは第2項」を削り、「によって」を「により」に、「による。」を「により徴収する。」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第31条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第32条の2の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第32条の4中「法第321条の5の規定による」及び「徴収し、その」を削り、「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第32条の5第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「町民税」を「個人の町民税」に、「においては」を「において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは」に、「第17条の規定の例によって当該納税者に還付する。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、法第17条の2の規定の例によってこれに充当する」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第32条の5の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第32条の5の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第32条の5の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第32条の6第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第32条の8第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第66条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第80条第1項及び第5項並びに第83条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第7条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第9条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第26項を次のように改める。

26 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る

家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第9条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第9条の5 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第36条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用

することができない理由

(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第55条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第14条の2を削る。

附則第14条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第14条の2とする。

附則第14条の6第3項を削る。

附則第15条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附

則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第15条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第66条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の八百津町税条例（以下「新条例」という。）附則第15条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

（2） 第26条の10第2項並びに第29条の2の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第31条、第32条の2の2、第32条の5、第32条の5の2及び第32条の5の6の改正規定並びに附則第14条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第15条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第15条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規

定 令和6年1月1日

(3) 第28条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の八百津町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき八百津町税条例第28条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第66条第1号エ及び附則第15条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の八百津町税条例附則第14条の2及び第14条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例に

よる。

- 3 新条例附則第14条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第15条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第25号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

八百津町長 金子政則

専第3号

八百津町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）の公布に伴い、八百津町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

八百津町長 金子政則

1 八百津町国民健康保険条例の一部を改正する条例 別紙

令和5年八百津町条例第18号

八百津町国民健康保険条例の一部を改正する条例

八百津町国民健康保険条例（昭和39年八百津町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の出産に係る八百津町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第26号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

八百津町長 金子政則

専第4号

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）の公布及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の取扱いについて（令和5年2月10日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）が発出されたことに伴い、八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

八百津町長 金子政則

1 八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙

令和5年八百津町条例第19号

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八百津町国民健康保険税条例（昭和39年八百津町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3条中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4条、第5条、第7条から第10条まで、第13条及び第14条中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附則第16条第1項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の八百津町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第27号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

八百津町長 金子政則

専第5号

八百津町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免措置に対する財政支援の取扱いについて（令和5年2月10日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）が発出されたことに伴い、八百津町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

八百津町長 金子政則

1 八百津町介護保険条例の一部を改正する条例

別紙

令和5年八百津町条例第20号

八百津町介護保険条例の一部を改正する条例

八百津町介護保険条例（平成12年八百津町条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第28号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

八百津町長 金子政則

専第6号

令和4年度八百津町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について

明日のまちづくり基金、庁舎建設基金及び地域福祉基金の積立金並びに町債を増額する必要があるため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

八百津町長 金子政則

1 令和4年度八百津町一般会計補正予算（第7号）

別冊

議案第29号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

八百津町長 金子政則

専第8号

令和5年度八百津町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

令和5年度において、新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施する必要があるため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年4月10日

八百津町長 金子政則

1 令和5年度八百津町一般会計補正予算（第1号）

別冊

議案第30号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

八百津町長 金子政則

専第9号

令和5年度八百津町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施する必要があるため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年5月1日

八百津町長 金子政則

1 令和5年度八百津町一般会計補正予算（第2号）

別冊

議案第31号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

八百津町長 金子政則

専第7号

令和5年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

出産育児一時金の支給額を増額する必要が生じたため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年4月1日

八百津町長 金子政則

1 令和5年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

別冊

議案第32号

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月8日提出

八百津町長 金子政則

令和5年八百津町条例第 号

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八百津町職員の給与に関する条例（昭和30年八百津町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第20条の3第3項及び第21条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第20条の3第3項中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日から施行する。

（提案説明）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

議案第 33 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る八百津町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る八百津町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 8 日提出

八百津町長 金子政則

令和 5 年八百津町条例第 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る八百津町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る八百津町固定資産税の特例に関する条例（平成 20 年八百津町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案説明）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）の一部改正に伴い、課税免除する施設の設置期限を令和 7 年 3 月 31 日に変更するため、条例の一部を改正する。

請願第1号

森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の基準の見直しを求める意見書の
提出を求める請願について

受理年月日 令和5年5月16日

件名 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の基準の見直しを求める
意見書の提出を求める請願

請願者 岐阜県加茂郡八百津町八百津2658番地8

八百津町森林組合

代表理事組合長 赤塚新吾

請願の要旨 別紙

紹介議員 長谷川泰幸、赤塚孝博

請願文書表（令和5年6月定例会）

森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の基準の見直しを求める意見書の提出を求める請願	
受 理 番 号	請願第1号
受 理 年 月 日	令和5年5月16日
請 願 者	岐阜県加茂郡八百津町八百津2658番地8 八百津町森林組合 代表理事組合長 赤塚新吾
紹 介 議 員	長谷川 泰幸、赤塚 孝博
請 願 の 要 旨	<p>（請願趣旨）</p> <p>我々森林組合は、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等森林の有する多面的機能の発揮に向け、日々森林整備等に取り組んでいます。近年では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の役割に対する期待が高まるほか、局地的豪雨による山地災害の多発等により、森林整備の必要性も重要視されています。</p> <p>このような中、令和元年度から森林経営管理制度の開始とともに、森林環境譲与税が導入されました。森林環境譲与税は、我が国の温室ガスの排出を削減するとともに、国土の保全や水源の涵養等、国民生活に様々な恩恵をもたらしている森林の整備や保全等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたものであり、その用途は、間伐等や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。また、国は、森林の保水力低下に伴い洪水・氾濫や山腹崩壊等に加え、倒木等による災害防止に対応するため、森林環境譲与税を増額し森林整備を促進させるとしており、地方が直面する森林整備等の課題に対応するための財源として活用が大きく期待されるところです。</p> <p>八百津町の森林面積は全体の約80%を占め、森林環境譲与税を活用して私有林人工林の意向調査や整備等が順次進められてきました。しかしながら、財源となる森林環境譲与税の譲与基準は、総額の50%を私有林人工林面積、30%を人口、20%を林業就業者数に応じて割り振ることとされており、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が多い大都市部に対して配分が多くなり、また、森</p>

林整備には使われずに基金へ積み立てるなど、現行の譲与基準を維持したままでは、早急な整備を必要とする大きな面積の森林を抱える小規模の自治体へ適正な配分が行われず、防災上の観点でも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念されます。

また、森林環境譲与税は、現在、地方公共団体金融機構の「公庫債権金利変動準備金」を活用していますが、令和6年度からは個人住民税に1,000円を上乗せして徴収する「森林環境税」を原資とすることとなり、納税者からより有効に活用していくことが求められることとなります。森林環境譲与税を活用した森林整備を進めることで、山の木材供給力を高め、その結果として木材利用を推進し地域産業の発展に大きく寄与するものでもあり、小規模の自治体においても、森林整備を一層推進していくために森林の多い地域へ森林環境譲与税の配分を高めるような譲与基準に見直すべきであります。

以上のことから、請願趣旨について、政府関係機関に意見書を提出されることを請願します。